838
12
87

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用

家忠日記追加巻十三　自文禄元年至慶長四年

文禄元年壬辰

正月大

一日辛酉江戸ゟ之ぶ城ゟ之ぶく御逢始ゟ之ぶ

二日壬戌入江城ゟ之ぶく御逢始ゟ之ぶ　大神君ゟ之ぶ

家忠城ゟ之ぶ之ぶ着ゟ之ぶて　廿日例ゟ之ぶく

御ゟ之ぶ之ぶく御逢始ゟ之ぶ家忠ゟ之ぶ参ゟ之ぶて

二月小

二日癸亥朝鮮国征伐ゟ之ぶ被

為江戸ゟ之ぶ城ゟ之ぶ御ゟ之ぶ逢ゟ之ぶ　大神君ゟ之ぶ

仕ゟ之ぶ神奈川ゟ之ぶ　家忠城ゟ之ぶ

御ゟ之ぶ着ゟ之ぶ　御ゟ之ぶ普請ゟ之ぶ

曽山文庫
昭和八年寄贈

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87
ガラス使用

家忠ヨリ帰ル、其後家忠又同別
三月大
一日秀吉卿小西摂津守加藤
甲斐守長政ヲ帝都ヘ
右京亮家治卒ス（十四歳ニテ信長ノ孫ニ当ル）十七日
大神君御ト伸ク帝都ヘ参ラル、伊勢国宗上松景勝
佐竹義宣モ諸ホヨリ上ル、廿六日秀吉モ亦
都ヘ参ル
四月小
十三日小西加藤黒田等肥前名護屋ヘ出ク朝鮮国ヘ
趣ク、廿八日小西朝鮮国ヨリ釜山浦ヨリ城ヘ渡海
ス

ヨリ帰ル、大神君神奈川ヨリ
台徳院殿ヲ奉仕シテ
御着、三日蒜河ヨリ着御、四日
ヨリ江戸ヘ着御、七日
八日高田ヨリ着御、九日中原ヨリ
御着、此日宝珠寺ヨリ着御、十日
天正十六年ヨリ
ヨリ着御、十一日大神君園寿
十二日熱田ヨリ着御、十三日四日市ヨリ
十四日関ヨリ地蔵ヨリ着御、十五日石部ヨリ着御、十六日
御入洛、十九日大神君ヨリ命ヲ
忌ヨリ帰ル、下総国上代ヨリ帰ル、

廿九日令ミ山浦氏ニ城ヲ攻シム之ニヨリ日本ハ兵ヲ以追討
二萬余人ヲ殺ス其ハ城ヲ保チ加藤黒田等金海昌
原ニ於テ城ヲ築

五月小

十日日本ニ於テ朝鮮ノ王城ヨリ入加藤清正朝鮮王ノ子ヲ
追テ王子臨海君李珒光海君琿ヲ捕

七月小

十日武州江戸ノ城経営始　命ヲ奉テ松平主殿家
忠是ヲ監ス　十五日小西大明ノ兵祖承訓副史游
撃ト平壌安定館ニ戦テ大ニ備州史游撃及ヒ兵
三千余人ヲ殺僅ニ脱遁テ去ル十余人　肥後国ヨリ来郷

名古屋ニ来テ注進シテ曰薩州ノ住人梅北宮内左衛門
尉良ヲ催シ佐敷ノ城ヲ拔梅北ガ属セル者佐敷ニ徒其数
多シトイヘトモ秀吉大ニ驚テ是ヲ退治セント欲シ
弾正少弼長政ハ彼国ニ於テ葉内ニアリ依テ其子淺野
左京大夫幸長ヲ討手ニ定テ為之肥後之国ニ赴シム
于時秀吉　大神君ニ議シテ曰幸長年少ニシテ未兵
道ヲ語ラス本多中務大輔ハ武功ノ豪士ナリ願ハ忠勝
ヲ以幸長ニ副ラル可キノ旨ヲ請　大神君是ヲ許玉
小西摂津守ハ肥後国ノ護屋ヲ以テ此人ヲ欲スル事ヨリ不遠
飛騨国ヨリ脚力来テ一揆ノ本人梅北宮内左衛門尉ヲ誅
伐セリト告ク依之幸長忠勝肥後国ニ発向ス

よりて　廿二日秀吉公母大政所病気ニ付
ゟ秀吉御治定ニ而名護屋ゟ被引返
大神君ニ任セ玉フ　廿五日大政所
入洛ニ而大政所不例ニ付
ゟ大徳寺ゟ帰ル

八月大

十五日秀吉公母堂逝去ニ付
遂ニ葬ル

九月小

三日大地震　九日　台徳院殿
徳川ゟ参ル　十月大

六日秀吉又諸侯出ス名護屋ゟ
ゟ江城ゟ帰ル　十日　台徳院殿
十二月大

大神君及秀吉公前関白名護屋
廿年ニ来年義作ニ信昌ゟ四男杉
台徳院殿ゟ御譲ニ而
小幡ゟ召ニ而参ル
武州川ゟ姓川ゟ
文禄二癸巳年

台徳院殿江城ゟ
海ゟ秀吉
ニ而徳川家ゟ
ゟ来ル

十月大

十日　台徳院殿
ゟ帰ル

十一月大

廿日秀吉公御越ニ
ニ而正月
ニ而参ル
ニ而
ニ而

正月

一日 大神君祀禾國名護屋ニ於テ御年ヲ立國
ヲ辞シ江戸ノ城ヨリ系図ヲ奏シテ 台徳院殿ヨリ福シ
正且ノ祝ヲ 二日初メテ入例ノ事アリ 江城ニ於テ御宴初
ヲ行ハル 松平主殿忠政歳始ノ為ニ来ル 五日
正親町院崩御 六日大明ノ兵ヲ率ヒ朝鮮ノ
城ヲ攻ム 七日大明ノ兵平壌ノ城ヲ開キ外郭ヲ破リ初メ
入ヲ小西行長ヲ敗走セシム 廿七日日本ノ兵ヲ大ニ開城ニ戦ヒ大明ノ
兵敗ル 八月小西行長ヲ始メ安国寺ノ諸将ヨリ朝鮮ノ
兵敗ル日本ノ兵ヲ分チ城ヲ攻ム 大明ヨリ日本ヲ

三月小

三日江戸ノ城経営始ル

四月大

廿一日日本ノ朝鮮ノ王城ヲ去ル

五月小

五日松平主殿家忠武州府中ヨリ黒毛ノ馬
ヲ川ヲ越ス 台徳院殿ヨリ意ヲ入ラレ家忠ニ賜ル
台徳院殿ヨリ献ル

六月小

三日秀吉松平浦九郎家忠ヲ五畿内ニ十五日大明ノ

使阮惟敬徐一貫謝国棒一人名護屋ニ来テ謝シテ国棒
就先ヲ
ヲモ 大神君ヨリ御使ヲ以テ営ヨリ入ラル
ク営ヨリ入テ見ル状答ヲシテ 秀吉
使ヲヲクル大明ヨリ来ル 廿八日
城ヲ移ヲ其将ヲ使ヲ以テ斬ラ

八月小

三日 秀頼 童名ヲ拾トイフ 誕生ス 此由ヲ以テ大坂ヨリ名護屋ヘ
秀吉ヘ告ヲ大ヨリ徹ヲヲ朝鮮ヨリ事ハ阮惟敬和睦
調ヲ来候ヨリ一軍陸ヨリ事ハ 大神君及利勿ヨリ其
指揮ヲ仕ヲヲヲ以テ秀吉小早川ヲ永ヨリヲヲヲ名護屋
ヲ以テ大坂ヨリ事琦ヨリ度ヲ天下ヲ為川

大神君ヲ頼ヲ名護屋ヨリ御帰ヲ
来ル 廿九日 大神君肥前国名護屋ヨリ御帰

閏九月

二日 大神君名護屋ヨリ御帰ヲ由江戸ヨリ其告
ヲヲ告ヲ 台徳院殿御上洛ヲ以テ今日江城
御ヲ達ヲヲ松平忠輝殿ヲ江城ヲヲ御ヲ達
公儀ヨリ良馬一疋ヲ献ヲ日本ヨリ大明ヨリ唐
ヨリ来ル舟軍ヲ

十月大

十四日 大神君諸侯出ヲ御帰ヲ送ヲ 十五日朝
発ヲ京御 十六日四日市ヨリ着御 十七日岡崎

…ま…御 十八日白須賀ま…着御 十九日中泉ま…着御
廿日…田ま…着御 廿一日…見へ…ま…着御 廿二日
…津ま…着御 廿三日…松平主殿…ま…此ま…逗留
大神君ま…渡…江…ま…
…着御 廿四日…ま…着御 廿五日神奈川ま…着御 廿六日 大神君江戸ま…入玉ふ

十一月

一日 松平主殿…ま…小姓…城ま…
三日 …江戸…の…慶…
…ま…大明の…三玉…人…
…被…

十二月小

七日日奉…使大明玉京ま…
…年…江戸ま…此…
…命…大久保治…浦忠…
…と…忠隣 大神君ま…奉…職ま…列…
書…保科 …五郎…光徳五位下…
文禄三年甲午

正月大

一日江城…祝儀…こと 二日…入江城ま…御…
…松平主…家…城ま…
別伏見ま…城…楽く…ま…月…国の人…伏見…

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

よ寄り集而さ比守公法大名よ此
来り廿七日より発船さるべき而文もて　廿三日江戸ゟ城
名ゟ名ゟ意江城よ来信を由篤と見よ城へ参るよう言ふく
とて城外伏見ゟ城へ楽くく信を見ゟ出ら。

二月大

二日伏見ゟ城へ信を　大神君ゟ秋平重次を
召而名ゟ名ゟ意江城よ来信を　四日今度伏見ゟ城へ
信ゟ信を江戸よ報来さる処へ各柳条式永ゟ慶
ゟ宅ゟ招集を当公儀ゟ御信物数千約をゟ一万貫
ゟ宅ゟ二百人ゟ彼也来る十六日江戸ゟ
ゟ比由ゟ言ゟら　廿七日秀吉吉郎ゟ
大坂へ出ゟ利別ゟ走く　大神君及秀次ゟ
秀吉吉郎ゟ而ゟ遠信ゟ書ゟ信を
大神君及秀次ゟ信ゟ来ゟ比国ゟ号信を

三月小

二日ゟ来ゟ各及東国ゟ諸大名今日入洛ゟ
大神君ゟ利別吉郎ゟ淀ゟ城中ゟ宿法主宿ゟ
休め寄宿ゟ来ゟら　大神君ゟ御国ゟ待参ら
三日秀吉ゟ和山ゟ参ら吉寄ゟん旅籠ゟ秀吉
ゟ野山ゟ出ゟ兵庫ゟ到ら大坂ゟ城ゟ向ら　七日伏見
ゟ城へ辞国ゟ人丈ゟ二十五万餘人　十四ら
大神君ゟ信賢ゟ伏見ゟ淀ゟ御ゟ迎ゟ参ゟ
ゟ比ゟ各　大神君ゟ御ゟ対面ゟ　十七日大閤秀吉大坂ゟ

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

城ゟ出て伏見ニ着ス　十八日大閤伏見ゟ淀迄見
して大坂ゟ城ゟ帰ル

四月大

八日秀吉羽柴利長ニ書ヲ与ヘ其奉書ヲ君書
裏書ニ其式意無院殿ゟ記録ニ載ル最
殊勝ニ秀吉従者ゟ烏帽子ヲ着ス
着ニ旅刀ヲ帯ス　廿九日秀吉ヨリ馬ヲ温泉ゟ入
ル　大神君ヨリ平ヒラ之計頭親書ヲ以テ御使ヲ以テ其
快験ヲ問ヒ　此月秀吉　大神君ヲ訪ヒ永井伝奈
夏侯ヲ以テ五位下ニ叙ス　豊臣氏ヲ授ク　本迄奉
仕セシム

五月小

十二日大閤秀吉ヲ馬ヨリ大坂ニ帰ル

六月小

二日午ノ刻ニ家忠辞世ヲ書ス
秀吉感称ス　ヲ以賞ス　委細ハ相根ヲ家忠ヲ
招ク　三日大閤秀吉等従ヒ初テ
見ク謝礼ス　五日　大神君ヲ
招請シ奉リ御茶会ヲ催ス　十八日秀吉大坂ゟ

九月小

此月大久保七郎右衛門忠世卒ス六十歳此年秀吉嫁
トシテ 大神君ノ北堂ニ至ル此時定メテ姫君ト称シ奉ルナラン
種改ノ姫ナリ

文禄四年乙未正月大

一日 大神君 台徳院殿両君諸侯ヲ率ヒ
御歳首ノ賀ヲ 禁中ニ奏シ御宮中ヨリ参賀ス

三月大

廿八日秀吉卿ヲ駕シ 大神君ヲ 禁廷ニ奏シ奉ル 大神君ヨリ秀吉卿ヲ 禁中ニ送ラセ玉フ
物白銀三萬両衣服白綾千把八丈五百端初三百端又

長光ノ古刀忠ノ刀新光ノ脇刀良馬一疋
台徳院殿ヨリ進ラセ物白銀三千両衣服五十襲度布
百端疲馬一疋 秀康ヨリ進献ス

五月小

三日 大神君浴ヲ出ラレ江戸ヨリ御帰城ノ三男于時
六歳 台徳院殿ヲ従ヘ来ラセ玉フ
字ヲ賜ハラン事ヲ忠政ヲ以テ乞ヒ奉ルニ于時御
湯殿ニ渡ラセ玉フ 大神君御自ラ御指縄ヲ以テ忠政ヲ
縛ラセ玉ヒ忠ノ字ヲ与ヘラレ忠政ト号セシム

七月小

三日 関白秀次、初三好山城守ノ女子ヲ娶リ男子ヲ生ム
女子ヲ秀次ノ嫡男ニ配セシム 秀次謀叛ノ企アルニ依テ
高野山ニ蟄居ス 秀吉驚キ駕ヲ

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87
ガラス使用

石田西田木城志ニて暫ク赴しめ其実否ヲ探ラしむ
て皆以疎漏なしとて乃ち然て秀吉ニ疑ヲ逞ふせざる
秀次伏見ニ至れバ秀吉ニ謁ス而シて秀次ニ謀叛の
状不許ス　台徳院殿暫ク御座して秀次ニ謁ス
台徳院殿以賢ヲ友トせん事ヲ欲ス設ケ招待して
台徳院殿ヲ饗ス時ニ大久保治右衛門忠隣侍坐ス
利休居士ヲ誅ス事ヲ聞キ其ノ罪ヲ問ヒ東方未明ニ出テ
台徳院殿ヲ迎ヘ秀次ノ使ヲ俟ツ
時ニ移ルモ又来ラズ朝ヲ候ふ　台徳院殿
忠隣利休ヲ救ハン事ヲ欲ス依テ
其ノ為ニ　台徳院殿ニ
其ノ故ヲ問ヒ奉ル　台徳院殿答ヘ
給ハク秀次ノ謀叛ノ事ヲ聞キ
伏見ニ赴ケリ

成ヲ要ス而シて行田西宮ヲ取ラしむ
利休宜ク誅スベキノ状ヲ具ニ
数フルニて大政秀次ヲ伏見ニ徴之急使
六軍ヲ大ニ保忠隣ニ露ス秀次ノ使
物色ヲ及ヒ事ノ始末ヲ詳ニ
会ヒ約ノ如ク　今暁伏見ニ赴ケ
告ケ秀次ノ逆謀ヲ
伏見ニ出テ此日玉ノ宮ニて秀次ノ逆謀ヲ
二十余人ヲ入徳永式部郷寿昌ノ宅ニ移ス　九日
秀次玉水ニ出ル事ヲ聞キ中務井上源五ヲ
十日秀次高野山ニ登ル入京
十四日秀吉洛ヨリ

書をもて秀次か逆謀の訴人ありと　大神君に告給ふ
十五日秀吉遂に秀次を殺んとし　福島左衛門大夫
福原右馬允池田伊予守等を以検使として高野山に赴
しむ三使興山上人に逢て秀吉の旨を伝ふ一山の衆
徒会して是を評議すると云とも詮なき所秀吉の命
重きか故に秀次遂に自殺す　時に二十八歳　雀部淡路守是
か介錯して其刀を以て淡路守殉死す　山本主殿十八歳
不破万作十八歳　山田三十郎十八歳　各殉死す　又東福寺の僧
隆西堂殉死す　此日　大神君秀次か逆謀に依て江戸
城御発ありて上洛に赴せ玉ふ　此夕品川の御旅館
十六日夕日に及て三使秀次か首を伏見に持来て秀吉

是か因なる関白秀次を日罪に依て各所にて殺自殺す
十六日　大神君神奈川に着御　十七日藤沢に着
御　十九日小田原に着御　廿日三島に着御　ここ
に秀吉書翰をもて此月十五日高野山におゐて
秀次か殺害ありしと云々　大神君此告を聞玉ひて是より
行程を速に倍し玉ふ　廿一日に島田に着御　廿二日
吉田に着御　廿三日石部に着御　廿四日
大神君伏見に入玉ふ　かくて秀吉と御対顔ありて秀吉
大神君の速に来り玉ふ事を大に悦ひ秀次か逆謀
の事を閲語まて　晦日秀次公達男子三人女子一人妻妾三十余人雑車
に載大路を渡し河原に引出して雑色とも是を殺害して

秀次ハ二子ハ其ノ妻二十余人ハ死罪ニシテ同墓ニ入ル上
ニ石ヲ以テ塚ヲ建テ畜生塚ト号ス 関白秀次ニ與セシ
輩一柳右近将監ハ大神君ニ附セシメ預リ玉フ 服部采女正
ハ越後宰相ニ附セシメ預ケ 渡瀬左衛門佐ハ佐竹右京大夫
義宣ニ附セシメ預ケ 明石右近大夫ハ小早川隆景ニ附セシメ預ケ 前野
但馬守長康ハ中村式部少輔一氏ニ附セシメ預ケ 関白秀次
生害ノ後ハ秀吉ノ命ニ依テ聚楽ノ諸士ハ家屋ヲ
破却シテ之ヲ伏見ニ移ス

九月小

十七日浅井備前守長政ノ娘ヲ以テ養子トシテ 右徳川殿
ニ嫁セシメ（母ハ信長ノ妹也）此年當年九八歳家昌従五位下ニ叙

ノ大納言ニ任セラル

慶長元年丙申正月小

十六日伏見ノ城ヲ御築キ有リ 時ニ河内堤ハ東国ノ人夫ニ命シテ
築ク（慶長軍記ニ曰慶長元年ヨリ天下怪異多シ 或天ヨリ毛ヲ降ラス 閏七月十二日大地震ト云々 私ニ曰五畿七道ニ三云々ノ次第文禄ヲ改メ慶長ト号ス 又謂クハ慶長ニ改元ノ事未タ詳ナラス）

二月大

三日大閤秀吉痰病ヨリ諸士群参ス

三月大

七日大閤秀吉病平快ニ依テ諸士参賀ス

四月小

四日西ノ海ニ異気多シ天火ノ如シ

五月大

八日 大神君ハ大臣ノ任ヲ辞シ玉ヒ信五位下ヨ叙シ玉ヒ参内ノ任モ辞シ玉フ

十三日秀吉拾九回忌ニ当ル 権中納言秀頼卿車ニ駕シテ来ル 大神君車ニ駕シテ朝ヨリ入玉ヒ随身四人扈従シテ永井直勝内藤安成 松平正久豊島正次

七月大

十五日大閤秀吉本城伏木播州ヨリ築ク今日纔ニ成就ス

壬七月小

十二日秋ニ入テ初テ大地震土裂ケ水湧出テ京都伏見大廈巨宅及民屋倒潰ル砂ヲ死ス其数ヲ知ラズト伝聞ス

十三日本城中殿舎倒潰ス上臈女房七人中﨟下ヲ五百余人横死ス大閤秀吉此殿中ヨリ在テ難ヲ遁ル

此難ヲ遁ル

大神君ハ家人加ヘ仇年人ヲ死ス愛宕山ノ仏舎悉顛倒ス此山ヨリ西ノ方家宅財物ヲ余壱皆損ス此時ヨリ滅ス

八月大

十八日大明ノ使揚方亭流惟敬及朝鮮人使黄慎朴承長和泉堺ニ着ス

九月小

一日秀吉大明冊使ヲ西ノ丸ニテ

廿九日大明冊使ヲ

二日秀吉大明冊使ヲ

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用

此之秀吉大明ヲ書ク図ヲ其ノ言ニ称サリト怒テ毋使ヲ
ツカワシ終ニ止朝鮮ヲ去ラシメシヨリ
ヤムヲエズ再朝鮮ニ入事ヲ休戦ヲ
モトメシ事ヲ示セシ故ナリ

十月大

十一日小悩山ヲ奪ヒ秀吉三井寺ヲ焼ク大閤秀吉
モ勤労人ヲ家財ヲ寺中ニ隠シ立花宗茂ニ三井寺
ヲ統追来ラシムル此ノ事ヲ示セシ故ナリ

十二月大

五日大神君ヲハジメ諸人ノ名ヲ民ノ名ヲ浦家秀ト三宅源
ニ賜ル遺恨ノ事ヲ聞ン為ナリ秀ヲ死セシメ宗秀ヲ父ノ野
宗安俗名ノ名ヲ三郎左ヘ門宗旅ト改ノ事ヲ勲賞ヲ
大神君ヨリ

慶長二年丁酉正月小

廿日伏見ノ城経営ヲヲヲ秋ヲ
ヲヲ依テ此度ノ所ヲ将ヲ言地ヲ

伏見城ヘ奉行公役ヲ以テ諸大名ヲ従ヘ国ヘ人夫ヲ出ス
廿五日ヨリ豊臣秀吉ト徳川家康和睦ノ行長縦ヒ解ヲ朝鮮国ヨリ
走使軍勢ヲ二月ヨリ引ヲ渡海ヲ命ゼラル
指揮ヲ文禄元年ヨリ慶長元年ヲ五年ノ間和調
和韓ヘ会盟破ノ 廿三日 大神君ヘ内府人戸田三郎左衛門
尉忠次ヲ以下田ヘ城ヨリ軍ヲ引ヲ帰国ス

七月大

十五日日本ヘ朝鮮ヘ於テ唐島ニ戦ヲ敵毎
十艘ヲ沈ラル敵敗亡ス 十八日秀吉信州善光寺ヘ
像ヲ洛陽ヘ大仏殿ヨリ移ンヲ欲ス
擔ハシメ洛中ヲ練歩セラル大仏殿ヨリ秋ヘ大

地震ヨリ大仏像破壊ス秀吉ヘ仏躯ヲ
置ヲハル裏ヘ溝渡ヘル之其効ヲ
裂シヲ何ヘ利益ノラン之ヲ調ヲ自ラ仏ヲ
大仏ヘ像ヲ新ヲ善光寺ヘ仏像ヲ
門ヘ奥信ヨリ参集ヲ皆ヘ供養ヲ

八月小

十五日日本ヘ南原ヘ城ヲ移朝鮮ヘ部将麾下
殺ス 廿八日将軍義昭ヘ京都ヘ二男光源院葬ヘ
ノ主法名
覚慶 卒ス六十一歳霊陽院ト号ス

九月大

七日日本ヘ大明ヘ冊ヲ金義韓ヨリ

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87
ガラス使用

云唐兎ゟ於大明ハ云ゝ母戚ゟ宇都宮弥三郎大膳
秀吉ゟ命ニ背く其罪ゟ依ゟ領地ゟ没収ゟ被ゟ
ゟ誅ゟへきニハ候ゟ共ゟ先前国ゟ赴

十二月

十二日　台徳院殿ゟ為ゟ稲毛ゟ上被ゟ
此節ゟ〻ゟ病ゟ依ゟ脚力ゟ
此中ゟ　大神君ゟ召ゟ　十七日ゟ
日伏見ゟ着ゟ　大神君　台徳
ん〻ゟ為ゟ永井弥右衛門尉白元後ゟ
赴ゟしめゟ此日伏見ゟ
ニ〻ゟ　廿日ゟ永井白元ゟ
ニ〻ゟ　台徳院殿ゟ

達ゟ即日大久保忠隣ゟ
ゟ為ゟ　廿四日加藤清正浅野
廿五日永井白元伏見ゟ
ゟ　廿七日本多正信ゟ
台徳院殿ゟ
西ゟ海ニ居ゟ尉家負ゟ
大神君ゟ
上州吉井ゟ地ニ万石ゟ領ゟ

慶長三年戊戌正月大

二日　大神君夢ヨ伝テ宮ヨ詣テ神代ヨ
事ヲ祈ル此歌江戸ヨテモ来詠右漢
其歌ヨ云ク（ママ）（ママ）（ママ）
公生ヲ蔚山ヨ救フ大明北ヨ敗走ヲ
伏見京都ヲ往来ス

二月小

九日蒲生右三郎秀行會津ヨ轉北ノ大沼安積二郡
四十二萬石ヨ減セラル（ママ）宇都宮十九萬石ヨ移ル文祿四年ヨ
我浮ヲ率テ朝鮮ヨ渡ル後今年ヨ至テ
領ヲ（ママ）（ママ）（ママ）秀行未ダ幼年ヨシテ
北國ヲ治ムル能ハス由テ秀吉
大神君ヨ謀テ秀行ヲ

去テ遥ヨ宇治宮ヨ移ラシム　大神君北政
（ママ）（ママ）（ママ）
（ママ）（ママ）（ママ）
（ママ）（ママ）（ママ）

三月大

十五日秀吉公ノ為ニ歌酬ヨ連ヲ修ス美興ヲ盡ス

四月小

廿日柴田前守利家卒ス三位ヨ叙シ大納言ヨ任ス

六月小

二日大閤秀吉重病ヲ煩ヒ醫藥ヲ施スト雖モ效ナ
十六日終ヨ入ル此ヨ及テ伏見中故無事動ヲ秀吉
北政所病危ヲ以テ北政所井ヨ
無故蒲生忠郷忠

石川長つ康通平ら立平ら藤康ら私宅ら招き
東国より交ら上京ら事ら伝ら尚ら井伊ら蒲
直政ら事ら聞ら此間ら相為ら計ら
営中ら施条　大神君直政ら
動行ら所ら強き好ら由ら
きの号　命ら下ら伝ら直政ら営中ら出ら
ら駆ら

七月大

秀吉病重ら　大神君ら招ら
ら政ら少ら　大神君固く辞ら
八月大

一日大明ら忘順天ら城ら園ら小西行長
ら固く　大神君ら政ら
給ら　十日将軍嫁ら事ら
従二位ら宣下秀吉城中　伏見ら城
遂ら薨ら日我死ら深ら秘
ら筑紫ら赴き　利鎌ら陣ら
飯らら　ら其忘退ら事容易ら
大神君及利家孫慮ら廻
函事秀頼幼稚ら為ら　大神
利家長尾景勝毛利輝元浮田
ら忘ら天下ら大老ら

吉成ト約雖ト未ダ仕ヘ迚モ之ト中老トシテ石田治部少輔
三成增田右衛門尉長盛淺野弾正少弼長政德善院
玄以長束大藏大輔正家ノ五奉行ト共ニ天下ノ
大事ヲ大老其外執奏ヘシト云ヘ共秀吉薨去ノ後
ハ秀頼幼稚ニシテ政事ヲ執ル事ヲ得ス中老ト雖モ
恣ニ那邑ヲ不可分與ト云ヘ共秀吉ノ遺言ヲ背キ
ま葬甲冑ヲ着ケ諸侯ヲ招キ利ヲ以テ黨ヲ結ヒ
盛ンニ其軍ヲ集ムル本令興山上人公家ノ
しを後ト部某後萩原ともに
慶長記ニ曰大閤遺言ノ如ク神ヲ
頼ム後世ノ義

大神君ハ天下ヲ武ヲ所ニシ前田利家ヲ秀頼
ヲ傳ヘシテ五大老ヲ知行國地二百四十萬石
大神君上洛不給ハ武家ヲ知行ヲ百萬石加賀能登越中
武州江戸ヨリ即居城ニ前田小松十万石ヲ給
居城尾山ヲ西利家領ス加賀ヲ領ス二万石ヲ領ス其家
忠利家領之秀吉信ヲ會津ヲ領ス
佐渡三郡合テ百萬石居城金澤ヲ松上杉景勝
安藝國廣島毛利輝元備後備中折々合テ百三
十萬石居城安藝廣島毛利輝元知行ヲ
四萬石備前美作播磨ヲ居城備前松山

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87
ガラス使用

浮田秀家　五奉行石田治部少輔三成江州佐和
廿萬石濃州淺野弾正少弼長政甲州府中廿萬拾
石增田右衛門尉長盛和州郡山五萬石　徳善院法印
大谷刑部少輔吉隆江州水口五萬石　三中老ヨリ
云以同列五萬石　中村式部少輔一氏駿州府中
領州十六萬石　羽柴筑前守秀俊遠州浜松十二萬石
十四萬石　羽柴筑前守秀勝濃州岐阜十三萬石
大閤ヨリ遣シ玉フ　天下諸大名ノ質物ヲ取ル又毫
三老五奉行ト処ニ諸大名誓紙ヲ書ス我朝
ヨリ別ンテ日本ヲ治ル事ヲ言書ヲ以テ為ル大閤ノ指
申ヨリ入棺シテ大閤御遺言ノ事ヲ施行ス

十九日　大神君及
ビ諸侯ヲ為伏見城ヨリ海御ヲ以テ
使ヲ以テ
疏后ヘ宛ル書ヲ秀吉ノ
ヨリ之即日此日
此日小笠原掃部少輔信嶺卒ス
ル三男小平次郎忠次
ノ子孫ヲ以テ
大神君此時石田三成ノ惡
長政ノ深意ヲ以恨ヲ
九月小

二日　台徳院殿江戸の城に帰らせ給ふ　三日五老（大神君及加賀大納言利家備前中納言秀家会津中納言景勝安芸中納言輝元）五奉行（前田徳善院玄以浅野弾正少弼長政増田右衛門尉長盛石田治部少輔三成長束大蔵大輔正家）書をもつて秀頼を輔け奉る誓
十三日松平外記伊忠の男（于時十四歳後外記と号）台徳院殿の御前に
おゐて元服して御の字を授受して清三郎忠實と
号す于時は獨指以大事了に得る　十六日景勝命を
以て各浅野弾正少弼長政石田治部少輔
三成大閤秀吉の遺言を毋しけれ　大神君の命に
て在陣の諸将に使を朝鮮国へ遣し秀吉
の薨去を告て諸将の帰朝を催す郭国安芸大
明人と告て故に島津義弘新寨の軍に傷む

本朝の兵帰らむとする時義弘留りて大明人義弘と
戦ひ利を失ひ退き去りて敢て進まず　大神君命じて
芳賀佐渡守高虎を遣して朝鮮人質を関にしめ
恭ふ于時義弘の軍大に利を失ひて本朝の兵容易に帰朝
きへきの由を以て石田浅野芳意各伏見に帰りて
大神君に之を達す　大神君徳永法印寿昌宮城
長次郎豊盛をして朝鮮に赴かしむ諸将の軍を迎へ
させ給ふ各釣命を奉して凱旋す同十一月に至りて
諸将皆筑紫に至りて帰朝し伏見に来りて謁して
大神君に就て自国に帰る　大神君義弘の軍功
を美せられ領地四万石を加増せらる

或説ニ曰今月廿四日大閤ヨリ上使ヲ以テ秋
田家臣ノ大神君ヨリ(ママ)雑談ハ使浅野弾正長政
也 大神君ニ面ヲ向ヒ仰ニ曰大閤ハ雅意不
ハ各ヒ討罰ヲ加ヘント宣ヘリ何ヲカ申ス
大神君仰ニ曰其方ハ元ヨリ前田利家ニ頼ミ
ヲ大閤ヘ執成ヲ以テ無事ヲ申
時我潜ニ眉唾ヲ含ム(ママ)ト云ヘリ
大閤ヘ種々ノ子細ヲ以テ初ノ事ハ
来年春ヘ延引ヲ今度大閤ヘ
ハ恩恨ニ不思議ノ事ヲ
ヲ今度大閤ヘ死ヲ以テ
ニ曰
ト云ハ徳也長政赤面汗顔ニシテ
言ヒ恩我ヲモ忘ヒ
ホ誓詞ヲ裁ヒ
ヒ
大神君ニ宣ヒケルハ
交和ヲ
ハ多ク
左陣ヘ
三成ヘ
ハ
ニ曰
大閤ヘ種々ノ子細ヲ以テ初ノ事ハ
来年春ヘ延引ヲ今度大閤ヘ
ハ恩恨ニ不思議ノ事ヲ
ヲ今度大閤ヘ死ヲ以テ
ニ曰
ト云ハ徳也長政赤面汗顔ニシテ
言ヒ恩我ヲモ忘ヒ
ホ誓詞ヲ裁ヒ
ヒ
大神君ニ宣ヒケルハ
交和ヲ
ハ多ク
左陣ヘ
三成ヘ
ハ

二放法印小西掃部助長
交方ゟ急ニ思ひ立
陸ニ久ゐ法印故ニ国ニ勤
ず三成ニ恨ミ事添
甲斐守長政ゟ三成其外増田右衛門尉
ニ悪ミ給ふ朝鮮ニ
基ゟ傳ニて三奉行ゟ
故之此事ニ居候ハ
朝鮮陣の中ニ一戦ニ
ゟ軍功ゟ者ハ如
将加藤清正ニ
浅野弾正長政池田輝政ニ三成迚ニ
十三月大
十日奥平美作ゟ貞能卒ニて
慶長四年己亥正月小
十日秀吉迚ニ伝ニて秀頼
城ニ移ゟ加賀亜相利家卿
大神君秀頼ニ
市正ゟ宅ニ入御ニ
正月十日秀頼伏見ニ
五奉行ゟ三老中大名
此時伏見ニ

大神君は屋敷より二月十一日江戸表へ
江戸より秀頼公より　被仰聞候は礼
大坂西丸へ移り給ふ御一行本城へ移り給ふ
先般大閤天下草創之始
治の地とて淵を二百余年伏見へ移り給ふ
十二日　大神君大坂城出でさせ給ふ
台駕御着此日申刻到
十九日　大神君江馬法印宅へ
法華曲舞を興行伊奈忠政浦直政彼宅へ
来り住侍れ人々酒宴数盃御
為主供被遊御酒中

よりの人々を初め其外より伏見中物忘れ
参る

二月十九日　大神君江馬宅へ
為御成御一統
大神君早朝より
二日傾気長寿中村式部少輔一氏堀尾帯刀吉晴生駒
雅楽頭近世等　大神君此度御
生害被仰付候
（上総介忠輝の事）其拵届候由申出
景政攻し正宗陳ず回秋敵を
降参り此由申上ぶ此事を伏見中物語
諸将

留主宅ヲ門ヘ引ヲ元ヲ集記田三左衛門尉一族
ホ及秘書九清ヲ更西刻ヲ田里婆ヲ去改
藤ヲ伝波ヲ高原ヲ忠改ヲ馬法即今衆原
織田ヲ乗来在路河ヲホヲ不北花士　大神君北沛
能ヲ記集ヲ大谷刑部ヲ備右経ヲ頃年　大神君ヲ
ロ悪言ヲヲ伝ヲ大坂北生ヲ刻ヲホヲ営中ヨ
家ヲ於ヽ　大神君北味方ヲ属ヲ軍忠ヲ励ム
ヲ欲ヲ已ヲ宅地ヲ軍士ヲ集ヲ元宅ホ大坂ノ奉
刻ホ備前中納言秀家ヲ宅ヲ建ヲヲ屋敷ヲ隊
名護屋ヲ於テ其由ヲ石田三成獨軍ヲ於ヲ
大神君ヲ無心帰ヽ人ヲ欲ヲ増田長盛ヲ曰天下北大

事平南北武功ナシ　今今一度右筋ヲ以吹ヲ
以吹ヲ命ヲ北由ヲ制ヲ信ヲ其實言
里田甲斐ヲ長政ヲ計略ヲ以諸将大名ヲ
大神君北味方ヲ属ヲ　此月下旬伏見ヲ
代ヲヲ柚原式部少輔康政ヲ
ヲ命ヲ伏見ヲ赴尾州熱田ヲ
汗馬ヲ鞭ヲ不日ヲ伏見ヲ
北花振ホ石改乱ヲ北勢ヲ
大神君ヲ謁ヲ其志ホ感ヲ
康政ヲ為ヲ其ヲ不北花ヲ
大神君ヲ謁ヲ又ヲヲ

大久保十三衛尉長谷川七左衛門尉等ヲ携テ江戸ヲ発シ
伏見ニ赴ク途中ニ至テ伏見ノ変ヲ聞テ名ヲ一路
遁サンニ馳上リ依之大津山階醍醐木幡ヲ経テ来テ
騒動ヲ鎮メ来テ本多正信伏見ニ来着シテ
大神君ノ仕営中ニ来候セリ此處ニ　大神君今度
伏見物忩ノ事正信ニ仕聞詰セリ于時正信城外長政
ノ所行ヲ以聞達ス　命シテ曰長政ハ今度日頃志ヲ変セ
ルヤ敢青信無ノ由　鈞命ヲ承リ以テ正信別長政カ
宅ニ行テ其　鈞命ヲ説テ長政ヲ携ヘ仕営中ニ来候
セシ長政　大神君ニ謁ヲ執リ于時　大神君命シテ
曰母ナレ人ニ無ク実ノ此是ニ依テ難ニ及ブ此時我思フニ言テ

供奉ノ族モ有ク竊ニ足下ノ宅ニ至テ是ヲ相議セシ
所アリテ深ク恩ヲ今以忘ルヘカラス然ルニ去ル秀吉薨去
ノ此時ヨリ好ミヲ通シ石田三成八十余騎ヲ催セシ
長政ハ多年ノ旧交アリ此間最安是ヲ可告ノ此處
本意ナラヌ事也　此義ハ遺恨アリ此由　命セラレ此時
此事テ長政謹テ然トシテ憂苦セシ

二月大

五日諸将不和ノ事ニ於テ中村堀尾生駒等是ヲ和セシ
メ為ニ此事秀吉遺言アリニ依テ今度　大神君大坂
於テ奉行ホト仕不快ノ事堀尾吉晴是ヲ執テ井伊直政
ニ来テ之ヲ和睦ヲ議セシ　大神君是ヲ許シ玉フ依テ

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

文和之事加賀大納言利家備前中納言秀家会津中納言
景勝安芸中納言輝元徳善院僧正玄以浅野弾正少弼
長政増田右衛門尉長盛石田治部少輔三成長束大蔵大輔
正家等連判此誓詞ニ云　大神君ニ献ス

敬白霊社上巻起請文前書之事

一今度縁辺之義ニ付而御理申入候処白人思召入
本存候然上ハ向後ハ遺恨ニ不思召之旨被成
之条忝存候而猶誓詞事入魂可仕事

一太閤様御目十人連判誓詞之前目深不可有相違
失念有間敷ラ誰ニ而も上様相違之儀於有之者十人之内少
何様ニ一人二人ニても互ニ見放申間敷其内同心
仕候もの相談之中一同ニ見放可申事

一今度双方へ入魂之間中ニ付悪しく申なし其者を遺
恨ニ可存候へ共不可存候法度ハ御目を背
中ニ於ハ十人として遂穿鑿其以後罪科事

右條之旨若違背者此霊社上巻起請文之罰
厚ニ而可罷蒙者也仍前書如件

慶長四年二月五日

長束大蔵大輔　正家
石田治部少輔　三成
増田右衛門尉　長盛
浅野弾正少弼　長政

徳善院僧正法印　玄以
安芸中納言　輝元
会津中納言　景勝
備前中納言　秀家
加賀大納言　利家

廿九日加賀亜相利家依病ニ雖
為大坂より伏見ニ来る　大神君ニ謁セん
是ハ去年利家謝罪より陰地ニ上り居申ニ来て
大神君小形ニ来らし是ハ
大神君此江雄ニ赴く其違中加藤主計頭清正浅野
左京大夫幸長羽柴越中守忠興等ありてし是異の
備ニ参て行程利家を諫て利家ハ猪其宗此服を振りて
銅銭ハ不用也　大神君此近習の

両ニ為長特に不用し
短刀ハ常也　利家
寧ろ饗応善尽し義を尽し出席ニ於て杉原此後　大神君の
御前ニ利家ハ寵臣神谷信濃守が陪臣の場ニ利家
謂て曰　大神君此江雄街ニ於て逆し依之巻頭無し
法度ハ向後ニ務て丸直かる為さし此方ハ違ひて
大神君其ハ誤し去不飲合ひ談話并て　利家大坂へ
帰る　然ニ利家
此由聞て深く奉り其気色ニ依て之　大神君此法中ニ向後ニ務めて宴
ニ法度此間ニ大坂奉行此両三ツ伏見へ入らて江雄ニ
関て不意ニ攻討此由承て是ハ待り使を徳善院玄以入魔
吉晴ニ来ル　吉晴又利家ニ告て依之利家頼ニ待申也

大神君の命より移し来たし候、大神君去時の忠志感佩之至に堪へ難く候処、今又命を以て召還され候段、恐悦の至に候。尤病を辞退を以て之を代たしむと雖も、幷伊奈記増補真文の事、何分にも一日も速に成功致し度候。今慶垂親王の越前五箇条の書附を以て大神君より私に託し給ひし事一切無く候。然るに伊奈忠興利欲の男利長の宅より出て之を忠興に与へ、大切の事務此両人の如し。大神君御逝去の後、利長公病を称して在京、日々登城致し候。利長公逝去の後、狂気の者一人と雖も之有る間敷候。然るに於いて利長公又子孫も大神君より教文の儀、御沙汰これ無く候。志半ばにして空く利長公の宅より出でし伊奈忠興の手に入り候段、如何の利害に候哉。

三月小

九日伏見より松平忠恒の家臣伊集院右衛門幸侃来る。忠恒より書状を以て、幸侃実心の者に候間、忠恒に於ても忠恒に於ても殺害して候。伊集院の家人等、同意の者共、伏見中挙げて忠恒の大神君伊奈図書に成し候様にと忠恒より命ぜられ候由、伊集院右衛門幸侃忠恒の館より退出せしめ候。忠恒より書状を以て、海槎を以て忠恒の軍士石谷清右衛門尉を殺害して候。人未だ多くこれ有る哉、忠恒の家人等、伊集院右衛門幸侃忠恒の家来共、悉く抑留仕り候。

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87
ガラス使用

[illegible]
修斬死[illegible]
公殺其儘[illegible]
援忠恒伏見[illegible]
[illegible]駒[illegible]
[illegible]
利家病[illegible]
[illegible]
離[illegible]
法印[illegible]
[illegible]
[illegible]

リ備前宰相秀家ニ至リ是ヨリ秀家ノ軍勢ヲ加ヘテ家宣
三成ヲ携ヘ伏見ニ出奔ス諸将是ヲ追ヒカケテ討留ント
欲ス時ニ本多佐渡守正信 大神君ニ謁テ曰今ハ味方
の諸将ニ三成ヲ誅伐セラルヽニ於テハ却テハ味方ノ諸大名背
後スヘキ由ヲ諫ム 大神君ハ許容ナクシテ是ヲ制
シ玉フニ依テ諸将三成ヲ殺ス事ヲ止ム 七月五日
治部少輔三成江州佐和山ニ蟄居スヘキ由 鈞命アリ
依テ此日三成佐和山ニ赴 大神君三河守秀康ヲシテ
三成ヲ送ラシメ玉フ 堀尾吉晴中村一氏ニ秀康ニ従フ
勢田ニ至テ是ヨリ秀康伏見ニ帰リ玉フ 三成秀康
ヲ除シテ芳恵ヲ謝ス 大神君向島ノ館ニ移
リ玉フハ御威光日ニ増シ毛利宰相佐竹其外の諸大名
皆縁ヲ求メ参来シ依テ日々向島ニ出仕ス 水野六左衛門尉
勝成 後日向守ト号ス 大坂ニ在テ人質 大神君ノ野心ナキ事ヲ
以テ伏見ニ来テ秋ニ入窮ニ向島ニ来侍スト雖モ之ニ依テ勝成
大神君ニ謁スル事ヲ不得 其故ハ是ヨリ先キ勝成
亡父忠重ノ勘気ヲ蒙リ忠重ハ勝成ト父子ノ中ヲ絶
キ誓テ曰黄泉ニ及ヒテモ再ヒ相見ル事有ヘカラスト 又
大神君ニ謁テ曰 君若勝成ヲ見ハ吾ノ骸骨ハ随ヘ
ラン事ヲ請フ 勝成向島ニ来テ 君ハ諫ニ死セシ
御由 大神君ハ台聴ニ達シ 彼ノ忠志ヲ感
且ヒ又忠重ノ憤ニ依テ請フ事ヲ召事ヲ不得

大神君山國通向ふ給ふ　命しそ父子の中絶ゆ和ら
ましく後迄ふ儀成ふ御前ふ召ふ名　十三日　大神君向國
より伏見ふ御ふ移り玉ふ大坂城ふ待し奉り又奉外ふ出ふ玉ふ
吉時の審問ふ依り徳喜院ふ以ふ諸侯ふ伏見の
城ふ移り玉ふ

四月大

十七日松平五帝大将門尉忠政病重ふ依り出相ふ任ふ　忠政卿
ふ勅し　十八日勅して秀吉ふ社ふ廟號ふ給ふ五帝ふ勅
十九日豊國大明神ふ遷宮ふ奉り秀頼代官ふして祭ふ

左衛門督吉水紀伊守ふ社奉行ふ
神ふ社奉行ふ　廿日豊國大明神ふ
男女雅樂ふ奏しふ是ふ以ふ諸侯
卒ふて罷

六月大

高力左近大夫　後称清正ふ　此日　大神君豊國大明
仕清正ふ依ふ　吉徳院殿ふ
遷ふ社ふ字ふ以ふ湯ふ　忠
ふ湯ふ

七月大

九日西洛忠恒向國ふ付ふ伊勢院右衛門入道葬儀

ゟ子伊集院源次郎日向國法円城ゟ楠翁ゟ詫状
揚ゟ其外伊集院ゟ御書拾二所 各軍士状写
写き振き守しい忠恒公討此由
大神宮ゟ上ゟ達ゟ山口勘解由ゟ馬尉貞友ゟ使ゟ
ゟ薩州ゟ趣ゟ委ゟ根二十余里ゟ百姓ゟ逃
ゟ処ゟ軍ゟ雖然ゟ子時 大神宮ゟ
ゟ事ゟ薩摩ゟ将ゟ場ゟ
仕不ゟ以ゟ来ゟ入ゟ日以使者ゟ仍伊集院源次郎
ゟ今城ゟ御抱ゟ体ゟ傍代ゟ家人ゟ多ゟ
為ゟ今ゟ後ゟ之写ゟ早ゟ仕ゟ
兩人ゟ様ゟ委ゟ実ゟ好ゟ御ゟ仰ゟ
彼者口ゟ子ゟ候条今着ゟ候ゟ御
九月九日 家康
薩摩ゟ将ゟ
十四日薩摩ゟ大将ゟ大神宮ゟ伊集院
源次郎ゟ御ゟ一城ゟ抱ゟ城ゟ指ゟ城ゟ
進ゟ十六日薩州ゟ追進ゟ今ゟ
大神宮ゟ薩ゟ境ゟ薩摩ゟ将ゟ
六月十四日ゟ仕ゟ一ゟ中四日ゟ条ゟ
ゟ子ゟ者ゟ家ゟ候城ゟ攻ゟ
由ゟ漂ゟ候ゟ候添ゟ仕
源次郎ゟ城ゟ

八月小

十二日　大神君ハ入洛　十四日　大神君參内　大
肥前守利長卿父利家卿ノ喪ニ去ル廿六日薨
領國ヨリ赴ク　上杉景勝毛利輝元名
告ル中國ヨリ領ノ今年七月廿四日ノ
ル甲乙ノ仁申負ル實ノ尉毛利民ノ方ヘ領
今年田毛深ル領ヨリ和睦ノ約ヲ
ヲ也各伏見ヘ城ヨリ

淺野長政領地ヨリ長政ヨリ　大神君ヘ御
於列座ヲ告ル　五人ヘ
沒落ヲ　九鬼大隅守嘉隆
近境ヲ　和泉守人領地
ル九鬼ノ領内ヨリ材木
九鬼ノ領内ヨリ流
九鬼ノ許ヨリ出ル
是ヲ出ス　伝ル九鬼憤
決シテ　伝ル
大閤秀吉ヨ世ノ時下民ニ
治川淀川ヘ運上如何ヤウニ
業ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ

秀吉仁ハ以テ以テ先ニ非仰し並ニ上ハ遠境辺土と雖
今以其指ヲ背ク輩あらんニハ我全此命を決して是を
とて両奉行の我意ニ任せてあるへきの旨を命せられけれハ
依テ猶更此儀を遁れ上を出ス 九月此命ヲ恨テ奉
年遂ニ謀ヲ得ル興きて 七日 大神君大坂ニ渡御ましまし
増田長盛長束正家兼て謀しける趣ニ謂て曰明後九日
重陽之賀儀として 公大坂の城ニ渡らせ玉ハん時
のあひたニ浅野弾正少弼長政兼而挨拶の時大野
修理亮治長土方勘兵衛雄久両者出向て 公を弑せんと
きしと相謀る由を告ケ二人ハ此謀を人ニ宅ニ帰る 八日
大神君増田長盛か宅ニ渡御ましまして御の浮大蔵
兼候して佐家族数割するに及ふ 九日重陽の賀儀と
して 大神君大坂の城ニ入御ましまし供奉の者落ニ候て
橋の口ニ至る所ニ此士是ヲ咎む曰此門より内供奉の
諸人多くハ叶ふへからさると制しける然れとも供奉の面々是を
聴すして門ニ入る 警固の士等もなを是を制する事叶はすして
先是 大神君の伝ニ井伊兵部大輔直政に供奉の
者ハ皆對面の次浮以傍ニ居なからもて秀頼出て
大神君ニ謁見し重陽の賀儀ありて後 大神君御
十日 大神君治部少輔三成か宅地より屋敷ニ渡
御ありて 十二日 参河守秀康ニ以て伏見の城ニ留て
是を治むへしめ玉ふ 大神君より伊奈図書以使として

国立国会図書館 タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

伏見より書を送て曰　秀康ハ城よりそこに罷そこに暮
れ候共出ホい速ニ大坂ニ可馳来候由仰ニ候
去伏見ニ於て大坂ニ到り
移り申ホ候間長盛長束両人ハ大坂ニ
ニ天守ニ於て薬き　大神君ハ大坂西の丸ニ
年六月ニ到て大坂西の丸ニ
大神君ハ書ニ而ハ
ハ折紙ニ而ハ
曲言ニ而ハ
九月　晦日　家康
龍伯

薩摩守殿
大神君ハ今ハ年若ニ而ハ
薩摩守殿ハ加ル器用ニ
山口治右衛門尉夏ニ
彼伊集院源次郎ニ
十月大
五日南部大膳大夫ハ信直卒去
長束ニ而ハ
実ニ
下ニ北国結城ニ
人相柴利長ニ
八日増田長盛
八歳
勘ニ而ハ太田
大坂ニ
野心甚
増田長束頻ニ

遂て依之　大神君利長か兼而丹羽五郎左衛門尉長重
か大坂の城西の丸に居て北國表先驅すへき事を
為は　命ありけれは偏指光か長重に偏り防御の
少將長政は利長か家老なるに依て長束増田ならし
讒言を巻て説しめて相に甲州の前に隱居せしむるの
由　台命ありて依て大坂の役拾として雖公儀の憚
に武藏の府中に留る　大神君より柴田左近將監
以法使として佐和山に赴き　鈞命の旨石田三成に説
人其為か不知石田大に悦して誓詞を
大神君に献して其使柴田に偏指を授与して國光
日蓮宗の僧去年大佛供養の時出仕したる事

以来為の僧として又其供養に出仕無之の僧共在之
しかるに宗論に及大坂城西の丸において是以証文
大神君　大廣間に出御ありて此宗論の始末
奉行の面々御前に列座して雙方論議ある事
於國寺時　命ありて曰大佛供養に出仕せさる事
は宗門の掟なるに說は是非に不及國王秀吉の追
善に出さるの義曲事なりの由其罪を決せられ一方の
僧は遠流せらる　浮田秀家の臣浮田左京亮戸川
肥後守同國越前守花房志摩守も在論の事あり
大谷刑部少輔吉継榊原式部大輔康政を以て是を扱
と雖事なくして和議遂に破て秀家の家人討手

の兵攻来らい其陣を馳入混雑して戦ん時共和談をへして調ふ右契約

十二月大

三日 大神君摂津を放賜ふ之を茨木城と命ふ

ふ此所い川辺肥沃なる代なれ共水損ふ故也 依て淀路を堀ひ水を通ふ

廻ふ所也 又織田ふ乗細川幽斎を馬法印金森法印山岡左衛門尉等

毎日出放賜ふ也 趣興ふ 五日 大神君松平蔵人佐を

ふ 此年 台徳院殿 従二位権中納言源朝臣 伏見

城ふ生ふ江戸ふ城ふ住ふ向ふ也 此年荒川領分

伏見ふ城塁高ふ深ふ石壁ふ堅ふ也 松平三河守

定勝ふ三男三郎四郎忠綱ふ荒川ふ名子ふ養ふ 松ふ雖

荒川ふ氏族ふ非ふ 其家

厳重ふ守ふ 此年ふ荒川領分

堅く約ふ 荒川ふ使節

継ふ 大神君ふ曰三郎

四郎何ふ他ふ過ふ頼ふ憤ふ

免地ふ教導ふ 此年荒川ふ使節

命ふ依ふ母ふ 大神君ふ

ふ生ふ 三夫人門尉分長後

阿部左馬介忠吉ふ約ふ

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

此手柳村弥六郎次平左衛門
ら寄合之節も被長つる 大神君
康公御使として出勤仰付場も長
十日従五位下ゟ叙一日十二月八日従四位下ゟ叙

家忠日記追加 巻之十四 自慶長五年正月 至同七月

慶長五年庚子
正月小

一日別儀なく大坂より城西のかた
渇一新之祝儀 秀頼公 秀
例之ごとく朝且ゟ五日ゟ至
此間ハ城ゟおゐり秀頼公
相禁長つる利長野心ありて由
巷説ゟ 依 大神君利長御疑
せんうゐ利長の母芳春院
て被下ゟ御進上之 大神君
疑心ゟ報しと云

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87
ガラス使用

和ら

二月大

七日武州江戸より於　台徳院殿御逝去
ら馬尾より第廣ひろ一子ひろ尾

三月

九日　大神君北条人安房ひろ
恨ひろ次墓猶小井ら宅ら記入急ら小井ひろ利根川
ら徒步ら競集ら次墓ひろ埋ひろ
ろといへども血ひろ被ら通ら死
此末宣ひ給補ら生ら年より信州ら
故一仕末ら用意自由ならそ同く伊奈ひろ阿部ら

破損及間両所ら掘此奉行ら補綴せら
上杉景勝ら下ら秋末國ら
由其ら伝ら　大神君景勝ひろ
祝正紀明ら
景勝　命ら不能此ら伊奈忠
景勝意　命ひろ拒従ら　大神君東國ら御進発ら
速ら景勝ひろ征伐ら
四月小

一日　大神君豊光ら　命ら景勝ら
うもとら書簡ひもとより発ら
辛ら記ら

七日阿部伊勢守忠
初名九郎右衛門

其ら阿部備中守

跡遺知地五千石以後ハ書院番の脇長作候也　松平忠明

奥平美作守信昌ノ四男　従五位下ニ叙シ下総守ニ任ス　毋衣五左衛尉

守信　初名忠十郎　従五位下ニ叙シ對馬守ニ任ス

五月大

三日　直江山城守兼續ヨリ遣ス間大坂ニ来ル

今般見舞ニ書　此十三日ニ下着見舞ニ説様云々

云々

一　南国之儀者京大坂雑説有之ニ付て

内府様迄ハ御届ケ申上候京大坂

之間ニ於候色々之巷説無之時候況東国ニ之又

景勝若年人ニ似合ハ雑説之存ニ若ハ儀ニ候

条々ニ申上ル處候以連々可申上候ニ届申上候事

一　景勝上洛之延引ニ付ケ遂意之處説何角ト申上候

也不届ニ候去年国替ニ付無程上洛仕候

去秋九月ニ至テ国南去正月ニ上京仕ル處

何之間ニ国制ニ付シテ就中会津ハ雪深遠路之

十月ヨリ三月迄ハ往来不自由ニ付此段南国衆

内府様ニ申上候従正月之雑説ハ上洛延引

之何者ニ景勝逆心以表裏ニ存申觸候哉と

之事ニ候之事

一　景勝無別心者以誓紙可申上之由去年以来度々

之起請文反古ニ成ル上ハ其儀無用之事

一大閤以来景勝従属之仁ニて思召候由ニ付今以
ハ疑之別条ハ無之事
一景勝別ニ名跡ニて候ニ付共ニ遠ニて思召候ニ不及旁ニ
過ハ不し去極之訳ニ候ニ付而ハ
書面之通ニて差置候事
一小国ニ相当之思召儀ニ候
浅候事
一増右大判少ニ出候ニ付而ハ
ニ而ハ無由神式ニ候ニ付而ハ
遠ニ而ハ候共一旦ニ及ハ見候ニ付之而
目又 門府様、忠節之条ニ
候ニ而ハ無之候ニ付而ハ
ハ不苦ハ思召候ニ付
候事
一雑談之上ニ而ハ
ハ今ニ而ハ
通ニ而ハ
気ニ而ハ
世上ニ而ハ
ニ而ハ
ハ無之事
一

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

仕者也國し後家ニ此ニ在いおの國政私
楊枝補候し陳候ハ作りし事淵底監物ニ存い
監物前國ニ移り長ニ景勝本國ニ多勢
ニ付景勝ニ何之子百人ニ通作り私儀
中付ニも可及ハ景勝藩領越後ニ居ニ
中上野下野ニ居城ニ属候ハ国帰ニ候ハ自家頼
お候何も通作り候ハ恐ハ
ニ何も不お知ニ城監物ニ通作りし恐怖
仕ニ付ニ属候中成事ニ武通ハふ存ニ無
別条ニ思召候ハ事ニ而ハ富ニ而ハ
景勝ニ天下ニ逆意ニ企ニ而ハ無ニ候ニ

目切塞ニ要害ニ構ハ防戦ニ
方ニ通ニ作り要害ニ候順路ニ
城ニ楯向ニ一方ニ其方ニ
拒ニ軍ニ能成ニ候又他郷ニ出ニ
一方ニ景勝ニ人数ニ
必何ニ
船ニ付ニ事ニ
不及ニ是ニ
中付ニ
有ニ

一 毎年等閑ともに落慶言上ニ而
自他祝儀ニ候処 御不快ニ而
永不申上遂参上候段
乍慮言数年
一 景勝当年三月ハ御行啓
明け夏中ニハ急度上洛仕候
人数等の武具御祝ひ
国中へ御祝ひ
ケ方より以来ハ景勝
無別心ハ上洛仕し
候処 日と延候
頼まる上洛仕
領し不慮之
風も景勝ら
候ても慮外と
仕ニ而景代
右ニ付合毎年
景勝ら非ら

ニハ迚も等閑ニて済ム人ニ候間
急度ニ弁明もなく
無別心ハ上洛仕し
候処 日と延候
頼まる上洛仕或ハ
領し不慮之
風も景勝ら
候ても慮外と
仕ニ而景代
右ニ付合毎年
景勝ら非ら

藤田能登守事七月中旬當國ヲ出奔
江戸ヘ參候仕方ニ付上洛ノ儀家來ヲ以
君公ヘ申上候處御聞屆ケ無之段ヲ以テ御底意
ヲ知ラレ景像窺
ノ心底有之ト申上候事
一千萬句モ不入景像別ノ色ニ
ヲ見取候ヨリ以下傳ヲ及ル者ハ此上
ノ心底有之間敷ト慮外ノ仕形
仕ル共大體ニハ違ヒ申間敷ト
成シ幼君ヲ專ラ取立
今天下ニ主ヲ取成シ共惡名新
爲ニ成リ共此儀ヲ遠慮ナク何
心ヲ仕成此段

一京大坂ヲ景像ノ通ニ
治合戰ニ船ヲ以テ城ヲ人數
境目ヘ人質ヲ不取新
勿論ニ候得共ヲ別ニ
ル入事

一兼ヲ
國後人數ヲ
屋敷ヲ
候ヲ
候ヲ

無正紀明等有之候使者も中々兵間安心全可致
意之通折節之事ニ候条不及委細候
一 何事も不遠國推量仕候ハ尚更ニ候
御苦労ニ候ハ本懐ニ存候事ニ候
仍而紀ニ評儀事ニ候 侯毫
同候ニ付天下之白黒此節ニ候間不得已
候ハ萬事一手ニ成而ハ無之候ハ無心元
不少候間急ニ仲直候ハ肝要ニ候
由侍者奏達恐惶敬白
四月十四日 真
豊臣秀吉
一説佛 侍者中
真江山城守 家續

七日 大神君景勝江御使者
遣之義ニ候 大坂事
一 迎家康卿上洛之儀ニ付而東國之事増
御馳走ニ候 仰付遠國出入之義ニ候
大名小名不
一 各思意之外悼多存候 海無自然ニ
和之義ニ候 何篇ニ
仰付ニ候 今度真江
所行不届ニ候 直江ニ
直江ニ他國之人ニ文
其礼ニ不知ニ無用法

如法遠慮ニ而甚ダ景情ふ詩ヲ作ル
出馬ヲ年存ル

一大閤薨去ノ後ヲ程ヲ出入ノ人ニ云ヒ九ル者
賢慮ニ尾和泊ノ事ヲ今度景勝ヲ上洛
ヲ下向ニ成ル浮ヲ絶令ヲ通思召候ニ付テ
其天下ニ服従ニテ下ニテ年存ル事

一才二秀頼ヲ幼稚ニ生育ニ付テ
諸事ニ付テ社法人ヲ
ニ下向ヲ成ル秀頼ヲ
人推察ヲ仕ヲ
ル事ヲ遠ル中上候年存ル事

一先ニ仕ニ狼山庵ヲ建立候ヲ
前ヲ飢饉ニ付テ及ヲ
ル事ヲ又ヲ
建立仕ニ属ニ成ル
五月七日

長束大蔵
増田右衛門尉
徳善院玄以
中村式アヲ補
生駒雅楽
姫尾第刀

此日羽柴筑前守利長ノ母
院ヲ

山城守大田備後守山陽長門守ふう子共名今日伏見城
発足武州江戸より赴く

六月小

六日係科深志う喰ゐ 大神君は名代として遣田
領する長政に嫁とせしめ玉ふ此日利長う母おふゆ姫
おう質江戸より到る 十日 大神君景勝征伐として
東国発向給ふ玉ふ二枚入其軍列次序
（金陵うこ二十五枚隔） 大神君 台徳院殿 両君 信
康君 秀忠君 以下悉く供奉 軍士出向う武士先陣
次ゐ 陣とし 羽柴少太郎秀次沿村上良助
其外諸大名悉く供奉 七月十日各会津へ発向

一揆ら乱入を聞き北方警固ゐ為 金せしう 十六日
大神君大坂ゐ城ゐ江戸へ達玉ふ 東国ゐ進発玉ふ
此日伏見ゐ城ゐ守将 十七日 大坂ゐ城ゐ江戸
ゐ留守居伏見ゐ城主として 松平主殿頭家忠
石川伯耆守康通両人ゐ留守居 家長松平甚三郎
近正ゐ伏見ゐ城ゐ守 大神君四人ゐ将
ゐ名ゐ書ゐ名を 命ゐを曰石田三成ら
徒ゐ今度 前城ゐ発書衛 其罪ゐ如
何ゐ撰ゐ 油断ゐ色ゐ
深く謀ゐ事ゐ 思ゐ事ゐ
ゐ武門ゐ面目也 又羽林ゐ 十八日

大神君伏見の城出御京極宰相高次大津の城に於て
饗応を献ず、于時 大神君高次か御前に召され給ひ
喜ひ賜ふ高次か家臣佐治主水に召出されて 大神君に謁し
各禄を賜ふ石田治部少輔三成 御通行の時に水口の城に於て
饗応を献し度の旨長束大蔵大輔正家父子石田部
に来り遠て長束父子を以て佐和山へ召し佐和山へ[illegible]
退出して其夜の駅に到ることを得ず石部に出御あり
この夜水口を通りたまはず 猶長束か支度を遂て
十九日夜の地に着御 廿日四日市場に着御其
夜桑名に泊し三州佐久の島を過ぎて田中
兵部大輔吉政此所に於て饗応を献ず 廿一日岡崎
旅寓によせられす 此日吉田にして池田三左衛門尉饗応を
献して 廿二日白須賀の駅に着御 廿三日晝濱松の
城に於て堀尾信濃守忠氏晝餉を献して 父の帯刀吉晴
越府にありといへとも案内にまかせ 大神君に謁する時
吉晴暇を賜ひて越府に赴く 大神君此日中泉に
着御 廿四日晝佐夜の中山に於て山内對馬守一豊
午飯を献して其夜島田の駅に着御 廿五日駿府の城
二の丸中村式部少輔一氏か臣横田内膳か宅に入御あり
式部少輔一氏肩輿に助けられて御前に候し
大神君に謁し一氏病ひに依て今度会津
進発の供奉せさる事を謝す 死後に遺恨の恩子一学

如きより此間一氏ら家中村右衛門尉が添長として
一氏の軍勢如何程ありやと問ふまゝに彼是申せしかど強
違一氏重病なりと伝ふと云ふ語ら明ありしにより一氏
新村加之右衛門尉資良大将として加之寄手彼これ
筑後守資利江別新村此城を攻落し信長へ注進
織田信長より六位綿ひ賜はりしとぞ
信長勿論如斯事にて攻討ち給ひ資利江別に
如此を於宮此方と江別に繋居て資利武名を
る伝を一氏ら招きよりもとより
加之衛尉資良嫡しも一氏婚姻
醜悪なる時宜なる伝を
事如斯由一氏伏メ 勅命
曰資良ら武名事を 台命
きより此旨令以て資良幕下ら属一軍忠如
ふとも此分 台命如斯
大神君へ謁 きより資良幕下ら
食禄ら賜りて時 勅命
伝を新村ら去村 ら改む
資良ら国廉ら属ら此日 大
廿六日沼津ら城へ移中村
お預ら忠誠 本多佐渡守正信
大神君へ謁ら此日三河ら帰御
廿七日小田原ら帰御

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

廿八日藤澤ニ着御　廿九日陳舎ニ
鶴岡八幡宮ニ社参ス　後造花事ハ　今ヤ

七月大

今度　大神君會津ヨリ還ラセ給ヒテ　東國ヨ
駈下ラセ玉ヒ福島ニ於テ刑部大輔某子福島刑部大輔某
福島掃部助　池田三左衛門尉　池田備中守　相良藏人
ヲ　細川忠興　其子阿波守　京都所司代　伊奈備前守忠勝
浅野左京大夫幸長　田中民部少輔　其子田中兵部少輔
堀尾信濃守　山内対馬守　有馬玄蕃頭　中村式部少輔
藤堂佐渡守　加藤左馬介　生田甲斐守　等ヲ
生駒勝俊　等ノ手ノ者ヲ　富田信濃守　右田三郎小輔

稲葉彦六　織田有楽　其子織田河内守　金森出雲守
佐久左馬介　九鬼長門守　分部左京亮
小出遠江守　市橋下総守　某山内対馬守　亀井武蔵守
石河伊豆守　加藤五郎右衛門尉　佐々淡路守　溝口伯耆守
天野因幡守　佐久三河守　三好為三　同姓
新右衛門尉　津田小平太　神保長三郎　水野河内守
秋山左近大夫　中川半左衛門尉　水野勘助　松平右
兼松又四郎　長谷川基三郎　右衛門尉　牧野内膳正
衛門尉　別不孫次郎　村上彦四郎　松平右近将監
大神君駿府ニ　後ヒ追ヒ　江戸ヲ　東國ヨ　駈下ラ　五日
大谷刑部少輔吉継越前國敦賀ヨリ　東國ヨ　赴

く既に江州佐和山へ到り石田治部少輔三成老子の妻
より佐和山へ閑居せるの旨大谷石田両家へ招を今度大神君東国発向
まんと欲のまゝ石田大谷両家不和なれ共吾孫大谷なんとお計
ひ給ふ掃除して今世よ大神君に敵対兵を帰人事
石田抱を洞ふ入る似ふり泊い去事
こなの時大神君此大仁ふ依て其
厚恩忘れ逆意企んと事
石田不和大谷孫ふるを佐和山似濃州へ
とも連予旧友なれ共と招を
宮前にて年頃内情ふるん云ひ
許容ありて大谷石田ふ密事ひ
友なり雖ふ此月十七日ふ
こふを遂ふ石田ふ逆意ふ一味ふ
三成に與しふ大坂の城に駆集る軍物毛利右馬元輝元
毛利甲斐ふ多元侯前中納言秀包筑前ふ
包筑前ふ之ふ近将監柳川侯宗智馬ふ
兵部大輔長ふ我ふ宮門ふ備高橋立花左近秋月三原
筑紫上総介五角大和ふ毛利
薩州三河ふ早川主馬介生駒
竹中伊豆ふ肥部右佐ふ横濱民部ふ備奥山雅楽介
出雲ふ衆若ふ多介谷出羽ふ山崎右馬介同此九州元

赤松上野介屋敷なる木下左京亮
都合其兵九萬三千七百余騎大坂
ゟ一度大坂の城ゟ馳加ゟ軍勢萬騎
七日 大神君御書院屋代左京亮
一 加賀中納言ゟ小國兩来淀江
葉門ゟ早馬ゟ去山形出羽守中納言
無事
一 置目ゟ来ル廿日中納言ゟ
万もの事
一 越後侍従津川領出陣ニ
ハ上下ニ而御一門衆又村上周防守
ニ、し内匠頭ゟ中納言ゟ
ゟ来陣ゟ事
七月七日 家康
屋代左京亮殿
十四日石田三成使ゟ大津ゟ城ニ
掌相ゟ元来 大神君ゟ
御ゟ三成ゟ使ニ
戦物ゟ
其軍列ゟ
其ニ三万余騎野田ゟ
摂津守ゟ

大谷刑部少輔吉継又子三人其余騎唐崎渡り
乱入を図るをもって お祓いして大坂北城へ
城を越んと欲せ千時大谷刑部少輔吉継御自
大神君と兵乱停止の事兼頼仰天下共主たるべきの
為と御思召寄候旨頻に等閑ならざるの
幼をもって雖下として我等より仰せ上られ筋目
事後孫兵衛尉今普請遠慮仰出され
大坂北城将各此儀を同心を打ち
大坂の城へ招き入れ申すべき旨を回不意を
易れ為るよりも君北為る御思召次第貴公大坂北城へ
乗取軍忠仕るべき事左本意たるべき旨
日ごろ等閑に談合の事ども子孫兵衛尉大津北城攻
落を図しかば急度使者を及ぶ次第
尋候しかば回答 急度一決せる北由使者
ありしかども三成と君臣の儀を已ら
御思召不慮北三成へ与しを
忠志仕度ん事 治定に不及大
来るに於い城北堅固をもって拒御
時い城へ火北放ち自殺を図
ニ位千時御座おる次第敢三成へ
と和しを貴北大坂北城へ
旗北揚ん勢北及ぶ大坂北城北

家伝人金もて思慮ふり而て治を許
種を愛子総て九子時八歳及家臣四人
れ城に移まして伝と伝
十五日石田三成使の伏見
れ城より移り城外避ケ開て後しかれ
門扉洛東厨家老名居長松寺厨
近臣四人れて将等ふれ守る大神君れ幕下豪士
き中より其智謀武勇撰も此城より当ふ勇将として
上方れ勿論ふ徳ふ東ふれふ城近国よりおのそい此一城
武勇ふ試と思ふて松平主馬介
元忠と称して伏見れ城下ふ焼拂ふ
き守ふ
十七日 大神君御勿居ふて大坂の城
西れ丸ふふふしめふ伏ふ把ふる大坂れ城退ふ覚
れ城ふ和ふる伝と三成花押ふて後
西れ丸ふふるしも 大神君れ慶長
ふふふ花押ふ宝ふ大坂れ城本丸ふ
忠興ふ宝城下ふ立ふ三成使ふふ
ふ宅地城下ふ去事遠ふ伝と城中ふ
ふ改て拂ふへき由忠興ふ書再三言ふ書
ふ雖三成ふふ許容せて其日黄昏ふ及ふ百騎ふ軍
士ふ伏ふふ宝ふ大坂ふ奪い入ふ城中ふ
妻妾明朝日向ふ
ふ伏ふ守ふ富士れ書ふ

さらさん事自害せん迄に非ず其
河心石見守稲葉伊賀守等に下知して三
少も忠興開東下の如き時自拵此表騒動の事
書母は恥かしくやとて
安きとて屋敷に引取ぬ
宅地は四面小園し室女十歳計男子八歳計女子
捨て調を回避明智日向守謀叛不
我れ関東へ人質に参らば信長が殺さずと
幽閉は守て恨む事勿論と諫合て二人の子供を
殺一書母も同く自害して小笠原権奇長大刀を
与介介錯一敦室も又此如く小笠原権奇及川心

石見守一所に於自害せ稲葉伊賀守は其期を見て逃
電を約束不知忠興書自害せ後は三成を憚
て注進書子供城へ捕入る事一少も
多勢其攻口の寄手の伏見の城小園し城大手の
方へ高津入庫次安藝宰相對馬侍従
八侍衆中納言松丸北東の方へ筑前中納言城
西の方へ渡守其外諸手の寄手おかれ軍勢
三箇所へ進撃上総介秋月長つれ良宮浦
本下右膳門孝吉川駿河守毛利豊後守高橋統
言務主税正有馬修理亮長束大蔵大輔
川佐本村伊勢守毛利河内守牧野越後守

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

為次郎 栗原忠右衛門 早川主馬 分能谷平次郎 太田
長深 毛利伊織 伊為 伊吉郎 平戸法印 伊為医師
太浦園田助三郎 水吹大和 糟谷川縫殿 孫平次 杉浦伊織
吉川掃部 本下伝中 福原右馬助 後為大和
木村惣右衛門尉 蒲原中務 浦坂田右衛門尉 徒士
福田原次郎大夫 岡作右衛門尉 田小右衛門長末大夫
浦 伝吉 徒五人 浦尉 塩田圖書 組頭 本下内匠 鉄炮頭
伊熊源助 鉄炮衆 伊為 伊吉 鉄炮衆 大夫 雲八郎 鉄炮衆
秋田助右衛門 旗大将 十苦案騎 伏見北城 留守居 右衛門尉 元忠
為次 右衛門尉 家忠

佐野肥後 為次 杉平五郎 尉
近江西北 九助 為 助井作 助治郎 為
右衛門尉 之間 三軍 記 名護屋 九助
敵九 かうち 寄手 多勢 城 囲 攻付 城兵 堅く
以拒き 為 大神君 台徳院 歟 為
しる會津 江 為向 北 軍令 以作 主 なし

軍法

一 喧嘩口論 堅 仕 御 上 為 於
犯 雖 歟 方々 法 歟其上 或 後
發 先 仕本人 打 以 曲事 しる 条 急度 為 御
令用 於 右 能 罷 却 御 後日 主人 為 曲事

一先手ニ不動物見次第出ス事
一先手ヨリ指次第能動令ス可キ名有軍法上若干為ス
事
一各子細他ヨリ備江和交軍ヲ為ス時ハ武具馬具共
ニ可取上自然其主人及ヒ其家内ノ男女共以下為ス曲事
但放囲所有者其備ヲ相犯可遁事
一人数押ノ時不可抵遁由堅ク申付ヲ猥ニ遁ル
ヲ為ス可為成敗事
一諸事奉行人ノ指図ヲ令違背ス可為
成敗事
一時ヲ為ス使ヲ人指ヲシテ云共不ヲ軍

一持徒者ヲ軍役之外ハ隣長柄持ヲ事堅ク令禁
也但長柄ヲ令持者ヲ主人馬ヨリ下ヲ一本事
一於陣中馬ヲ放ス時ハ馬ヲ曲事
一小荷駄押ノ義不和交軍勢ヲ堅ク守ヲ
猥ニ和交ニ加成敗事
一諸商賈押買狼藉堅ク停止ス於令違者
見合次第ニ為成敗事
一和交ノ義ヲ為一手越度以下同前ノ事付リ
他ノ備ニ和交ノ義一切停止ス事
一軍役ノ外一切人数ノ義何ヲモ嘗次第ヲ可申出ス
若シ令違背ニ輩ハ武具馬具以下ヲ没収可為

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87
ガラス使用

不寄何時ニ死生ニ不拘ニ而相勤
右之條ニ堅ク存其分ヲ失フ
也

慶長五年 七月 日

十九日 台徳院殿景勝ヲ征伐ス
給フヘキ旨仰セラル軍 結城少将秀康
羽柴筑後守忠明井伊兵部少輔
真改柳原式部少輔康政布施中務
伊豆守信幸石川玄蕃頭 松平下総守
山川民部少輔日根野佐渡守即ち数合其兵六萬九千三萬
余騎ヲ従ヘ例ニ依テ柳原式部康政ヲ先鋒ト
定メラレ陣所ヲ佐久太田尓ト進時後陣ハ未ダ何某

橋ヲ渡ラレ畢ヌ 此日暮ル前ニ無双ノ雨大ニ降テ大河ノ
如ク成テ道往来
安藤帯刀直次 富田信濃守 長束大蔵大輔 増田
宮内少輔 蒲生飛騨守 吉川治部少輔 山崎
右近将監 小西摂津守 生駒雅楽頭 此
外諸大名悉ク伏見ヲ立テ江戸ヘ進
発ス 石田治部少輔三成 大谷刑部少輔吉継
増田右衛門尉 長束大蔵大輔 正家 安国寺
恵瓊 小西摂津守行長 宇喜多中納言秀家
総勢都合其兵四萬余騎ニテ伏見ヲ立テ大垣ノ城ヘ
入ル 大谷刑部少輔吉継ハ病ニ依テ
途中ニ逗留ス 大神君ハ去ル廿四日ニ
江戸ヲ御進発ナラセラル 廿二日

着御　廿二日　大神君岩付城ヨ着御　此日ヨリ
方勢ならされ由風聞ス　廿三日　大神君古河ヨ
着御　廿四日　大神君野州小山ヨ着御　当所ヨリ
三成敵逆ての此所ヨ取詰ル由ヲ記進ル　依之大名小山ヨ
馳集ル　干時　台徳院殿宇津宮ニ止陣ス
大神君小山ヨリ上陣　宮ヨリ上方共征討ノ為ニ発向ノ場ヲ
并作ヲ以テ補忠勝父山岡道阿弥ヲ
岡部江雪斎ヲ使トシテ
江雪伐ヲ
らんヲ
秀吉公厚恩ヲ

與一ヲ秀吉公ヲ
順ノ色ヲ大切ヨ
命セラル　依テ諸将皆此度
正則黒田甲斐守長政ヲ各書ヲ
城ヨ投ヲ
ノ為ニ
江雪伐ト
其忠志ヲ
治部ヲ
ヨリ
ヨリ
次ノ
ヨリ真田安房守昌幸次男左衛門佐父子大谷刑部ヲ

吉徳ら御おとう又報達状法年人石田治部脩三成と
連年朋友ゟ好ミ深くゟ依之宇津宮ゟ帰城之
ゟ途ゟおゐらんと欲　台徳院殿粉骨之御制
ゟ之ゟ　令ゟ不従通ゟ思ゟ諸ゟ揚ゟ嫡子伊豆ゟ信幸ゟ大神君ゟ脩
忠儀ゟ御ゟ老ゟ加ゟ之ゟ
ん欲ゟ男老父富幸ゟ官ゟ　大神君ゟ幕下
ゟ　大神君ゟ忠老ゟ在京ゟ
揚ゟ

此度安房ゟ所領ゟ
立候事寄特ゟ事ゟ候ゟ

君不能具候ゟ
七月廿四日　家康

真田伊豆ゟ

三ゟ別荘屋ゟ城ゟ小山ゟ
ゟ書ゟ七月十九日ゟ
澤ゟ於不思ゟ変ゟ遭ゟ
吉ゟ野ゟ忠ゟ及ゟ
吉ゟ嫡子信濃ゟ忠民ゟ
忠民ゟ病ゟ
ゟ乱ゟ事ゟ
其子ゟ無ゟ

らずかるゝも忠孝の勤を
云堀尾帯刀吉晴遠列濱松
三列ゐる小松ゐ家ゐ忠孝を堀
尾と志深く明友
ゐ多く信を堀城外屋より池鯉鮒
忠孝を堀尾政孝として抱りやよこ又かゝ井沢八郎未會
孝を御く固く訓と及る堀尾沉酔眠をう宵より加て野
外の教も（年時ゐ廿六十歳）堀尾吉晴ゐ招ゐん
ま忠ゐ其席ゐ乱も入ゐ堀尾加勢井
警衛井ゐ制ゐ其間ゐ堀尾う信ゐ室内ゐ飛入吉晴ゐ

抱き起て肩ゐ助ゐ池鯉鮒ゐ加賀井
除八郎う所行其言ゐ勢ゐ加ゐ
金堀尾ゐ義ゐ非堀尾勇ゐ
ゐ討ゐ男智朝　大神君其子堀尾信濃ゐ忠氏ゐ
て父ゐ武勇ゐ麻ゐせらる　家ゐ
後成小山ゐ事　大神君後成ゐ
三列ゐ屋ゐ城ゐ場　命ゐ依て
赴く手時　大神君忠孝ゐ三后ゐ書ゐ
和ゐ家ゐふ忠ゐ仕合ゐ
六左衛門ゐ扶ゐ万和家ゐ
ゐ候ゐて

七月廿五日　家康

上田法主ヨリ
法水次ニ
同　久ヒ

廿七日真田伊豆守信幸今度慶
侶ヲ　大神君ヨリ御領知ヲ
今度安房ヲ別ニシテ其忠義
宮ノ神地ニ於テ小笠原事
ヲ実父ヲハ其上ヲ何ヲ
其分ヲ申ヲハ存ヲ
慶長五年七月廿七日　家康

廿八日上方ヨリ追徒退治ノ　令ヲ
江戸ヨリ　嗚ヲ
園ヲ失ヒ放シ　炮ヲ
ヲノ軍勢ヲ攻付ヲ
ヲ拒ヲ　戦ノ
城ヲ移事ヲ不得
手ヲ
城ヲ
城下戦争ヲ
江州長原ヲ

838
12
87

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87

ガラス使用